

輸入食品の安全性確保と輸入時の留意点について

横浜検疫所 食品監視課令和2年3月5日



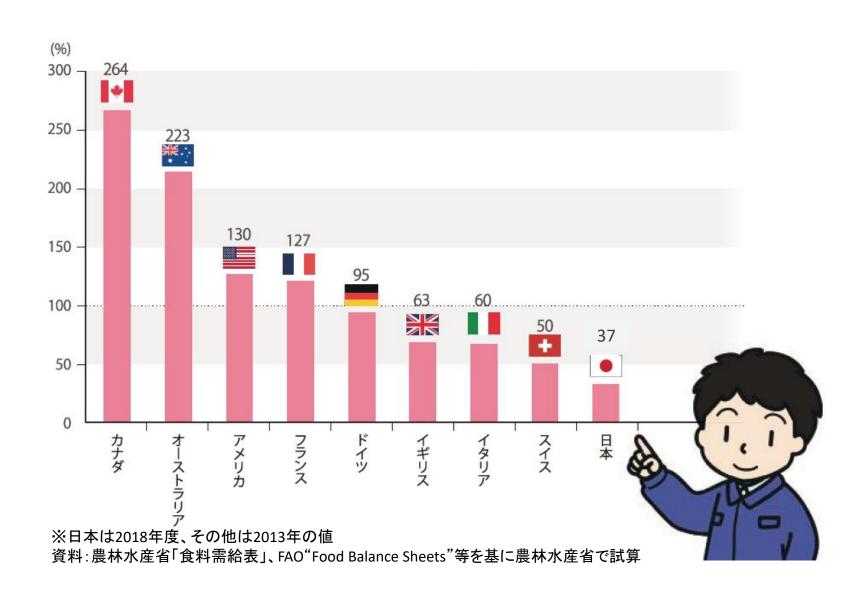
目次

- 1. 輸入食品の現状と監視体制
- 2. 届出制度について
- 3. 食品衛生法違反事例



1. 輸入食品の現状と監視体制

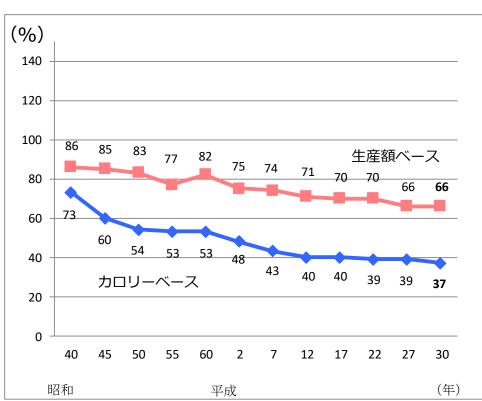
諸外国の食料自給率(カロリーベース)



日本は食料の多くを海外に依存

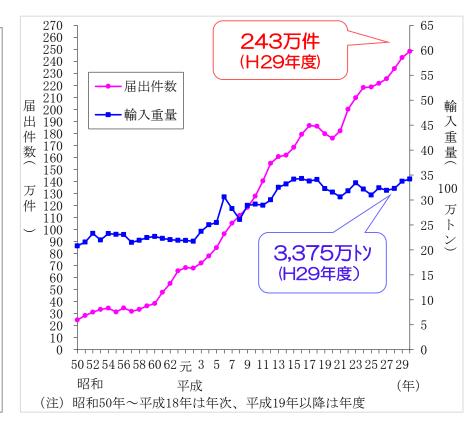
日本の総合食料自給率の推移

近年、食料自給率は一定範囲内で推移しているが、 「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定) では、平成37(2025)年度を目標年度として、カロリー ベースで45%、生産額ベースで73%まで食料自給率の向 上を図ることとされている。



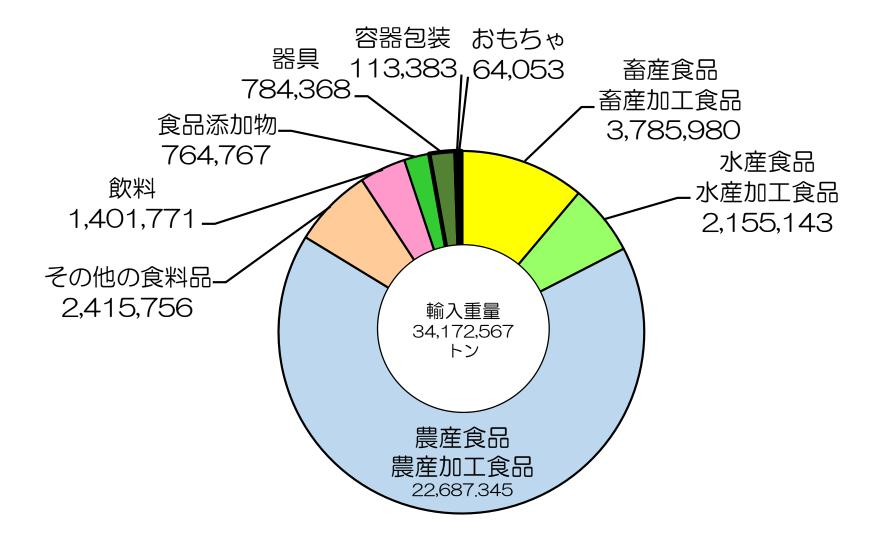
輸入食品件数•重量

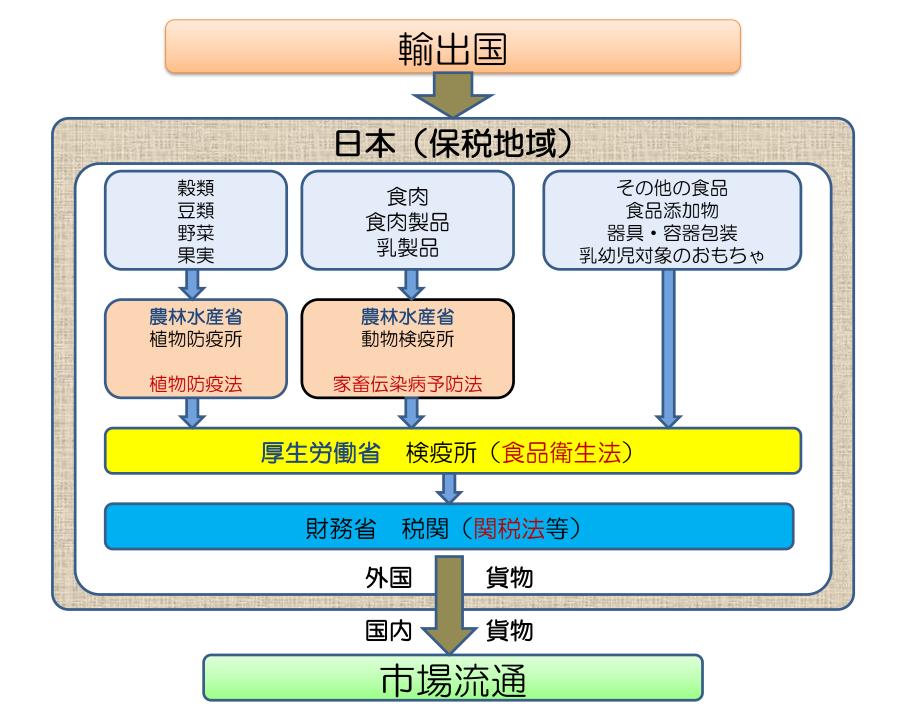
輸入食品のうち、届出件数は概ね増加傾向に ある一方、輸入重量については、近年横ばい。



(資料出所)厚生労働省「輸入食品監視統計」(平成30年度)

食品等の輸入の状況(平成30年度)※輸入重量ベース





厚生労働省における監視体制の概要

輸出国対策

食品監視指導計 画に基づき実施

輸入

国内対策

輸入時対策

輸出国政府

- ◆日本の規制に合った生産、製造、加工等の管理
- ◆輸出国政府による証明書の発給
- ◆ 輸出前検査等

厚生労働省

- ◆在京大使館を通じた、日本の法規制等の 英語での周知
- ◆輸出国との二国間協議や担当官を派遣し、 現地調査や現地での説明会の実施
- ◆輸出国での検査に関する技術協力

輸入者

輸入届出

事前相談•指導

検疫所

厚生労働大臣への届出

販売又は営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃについては、輸入の都度、厚生労働大臣に届け出ることを義務づけ

届出内容の確認(全ての届出が対象)

食品衛生法の規格基準等に適合するものであるか全ての届出を審査

検査での確認(必要に応じて)

審査①を実施後、違反の可能性に応じて、検査の実施を指導(検査命令・指導検査等)

格

不合格

廃棄・積戻し又は 食用外転用

厚生労働省 検疫所

モニタリング検査の実施(年間計画に基づいて)

都道府県等

都道府県等監視指導計画に基づく 流通食品等の収去検査(必要に応じて)

違反発見時の通報

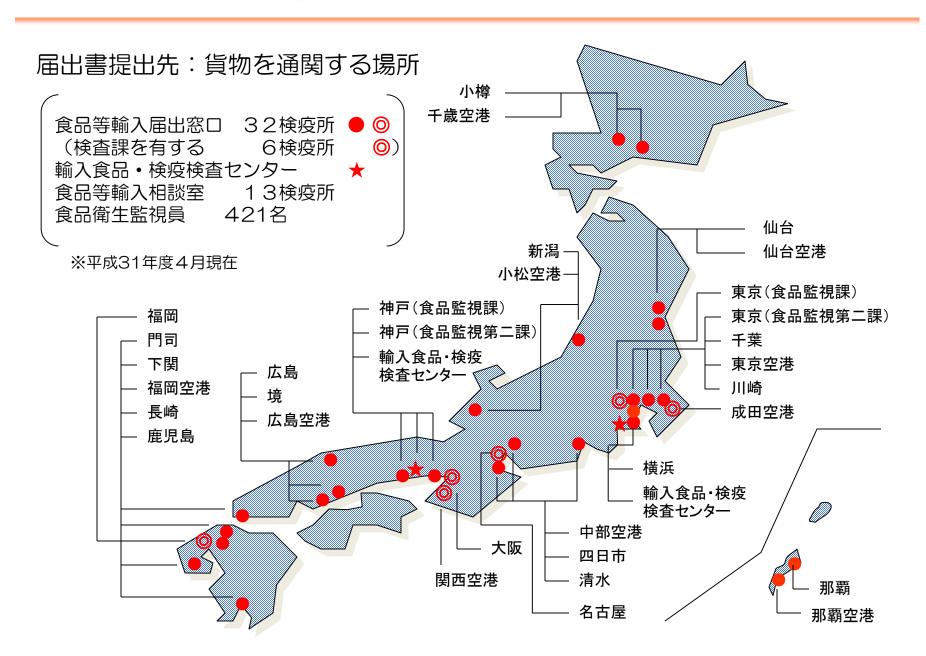
リスクコミュニケーション

消費者

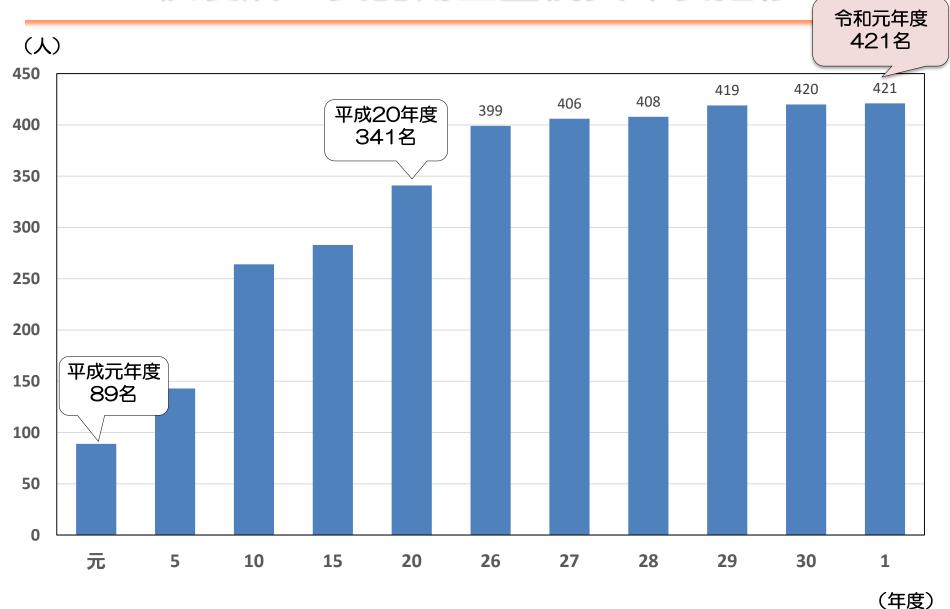
海外における食品安全情報の収集

違反情報

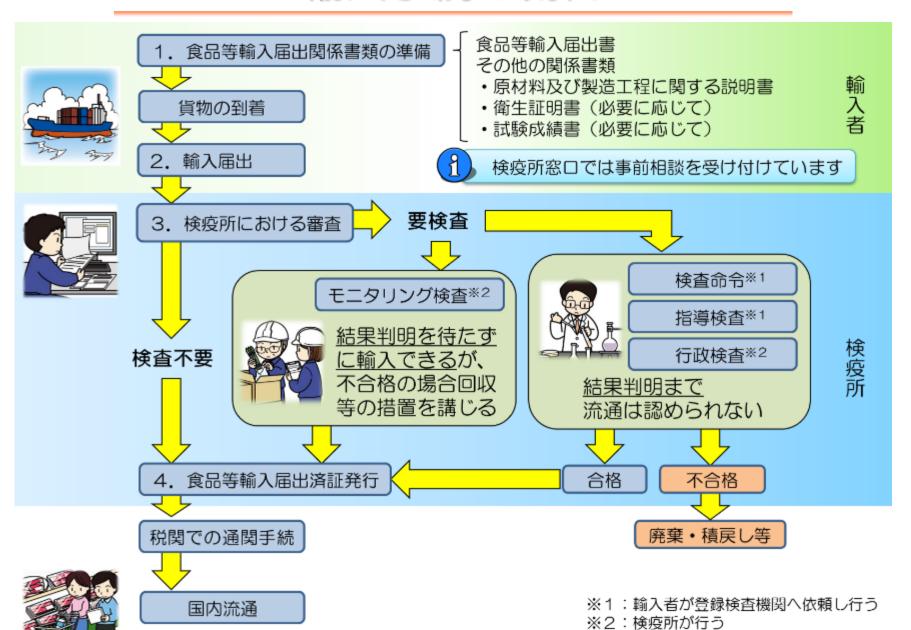
食品等輸入届出窓口配置状況



検疫所の食品衛生監視員年度推移



輸入手続の流れ





2. 届出制度について

輸入食品の安全製確保に関する法規制と 食品等事業者の責務①

食品衛生法(昭和22年法律第233号)

◆第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・ 又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器 包装について、<u>自らの責任において</u>それらの安全 性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に 係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の 安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その 他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

輸入食品の安全製確保に関する法規制と食品等事業者の責務②

食品安全基本法(平成15年法律第48号)

- ❖第4条 食品供給行程における適切な措置 食品の安全確保は、国の内外における食品供給 行程の各段階において適切な措置を講じることに より行わなければならない。
- ◆第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は 基本的理念にのっとり、<u>自らが食品の安全確保に</u> ついて第一義的責任を有していることを認識して、 食品の安全性を確保するために必要な措置を食品 供給行程の各段階において適切に講じる責務を 有する。

食品等の輸入の届出①

食品衛生法第27条

食品等を輸入しようとする者は輸入の都度、厚生労働大臣に届出なければならない

届出対象品目

- ❖ 食品
- ❖ 食品添加物
- ❖ 器具 容器包装
- ❖ 乳幼児を対象とするおもちゃ(第62条準用規定)

輸入目的

- ❖ 販売用 (不特定又は多数の者への授受を含む)
- ❖ 営業上使用するもの

食品等の輸入の届出②

食品衛生法第27条

食品等を輸入しようとする者は輸入の都度、厚生労働大臣に届出なければならない _____

届 出 事 項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 食品に使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具・容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の製造者・製造所の氏名及び住所
- ❖ 貨物の事故の有無

など

食品等輸入届出書

	 (型) 約入金品を保むで無収券前・(金品等約入屋出事項を拡展差割) (型) ファバル(*) 福告(**) ※計算報(**) ウィンドン(**) ヘルカ(**)
食品等輸入届出書□	[154 [165 編集]
厚生労働大臣 殿 輸入者の氏名及び住所法人にかっては、その名称及び所在地口	競へ者
(1)届出受付番号 寮1	
(3)届出租別 事前・一般・計画輸入 住 所	トル名ほか
(4) 輸入者コード (電話番号)	TEI 衛生管理者
(5) 生産国・コード (6) 軽入食品第生 管理者登録者号	土在面
管理者望録券号	部込み
(7)製造者名、	生活 262万
	(P)
(8)製造所名、	Name
住所・コード	(EN)
(9)輸出者名、	(2)標準
住所・コード	住所 (金沙米) (金沙米月日
	対策制度 アカイド フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・
(10)包装者名、	保管模型 第24月日
(11) 積込港·コード (12) 積 込 年 月 日 年 月 日	世神の記号 ロブロ県号
(12)横卸港・コード (14)到着年月日 年 月 日	999639 (75)
(15)保管倉庫・コード (16)搬入年月日 年 月 日	事扱の有無
(19)届出年月日 年 月 日	人力後
(17) 貨物の配号及び (20) 事故の有無及び 無・有	人力恒温者 171
番号 ある場合はその概要 ^{M・ 行}	メニュー表示 Q5000001メインセンタ
(18) 単細又は概立機の 名称又は便名	参 輸入金易監視支援系列機能 - [金易等輸入原由率項等級(環境)]
1 (22) 貨物の別 食品・薬加物・器具・容器包装・おわちゃ (33) 衛生証明書番号	② フィバルの 選集(D 業績会(F)の) つじどうひめ へんが(D)
(23)維 続 の 別	[[FA] 020 数21 輸出額号
(24) 前 日 コ 一 ド	確 数号 [01] 26日
(25) 品 名 貨物が器具、容器包 装又はおもちゃであ	用瓜 包裹 和版 一 株込か金 株込金金 12
(26) 積込敷量・コード	第件条件 □ 39使子 □ 39使_□
(27) 積 込 重 量 kg (35) 貨物が延加物を ※2	金融銀石 (平台) (元日) (元日)
含む食品の場合は	No IT MAY INVESTIGATE INSTITUTE OF
(27) は数値架・2-1 コード コンド	9
の場合はその成分・	8 4
コード ウィアルの場合を書きの目的で 横型を入るいの場合を書きの目的で 横型を入るいの場合を書きる目的で 横型を入るいの場合 ウィアルの場合 ウィアルの場合 ウィアルの場合 ウィアルの場合 ウィアルの order o	6
(36) 貨物が加工食品	7
であるときは製造又 は加工力法・コード	8
(37) 備考 漏出済印※1	9 10
	11
	12
	製造形成
	製造機構造化 -
	サカントを
<注意> ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。	
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が 定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除さます。	
※輸入者の配名押印については、署名により代えることができます。	例ページ 32ページ 返 録 終 丁 559

書面で届出(検疫所窓口に2部提出)

電子情報処理組織を使用して届出 輸入食品監視支援システム(FAINS)

907

検疫所での届出審査

検疫所においては、提出された食品等輸入届出書の内容から、輸入される食品等が 食品衛生法に基づく規格基準等に適合するものであるか、食品衛生監視員が、全ての 届出について審査を行います。

届出内容の確認(全ての届出が対象)

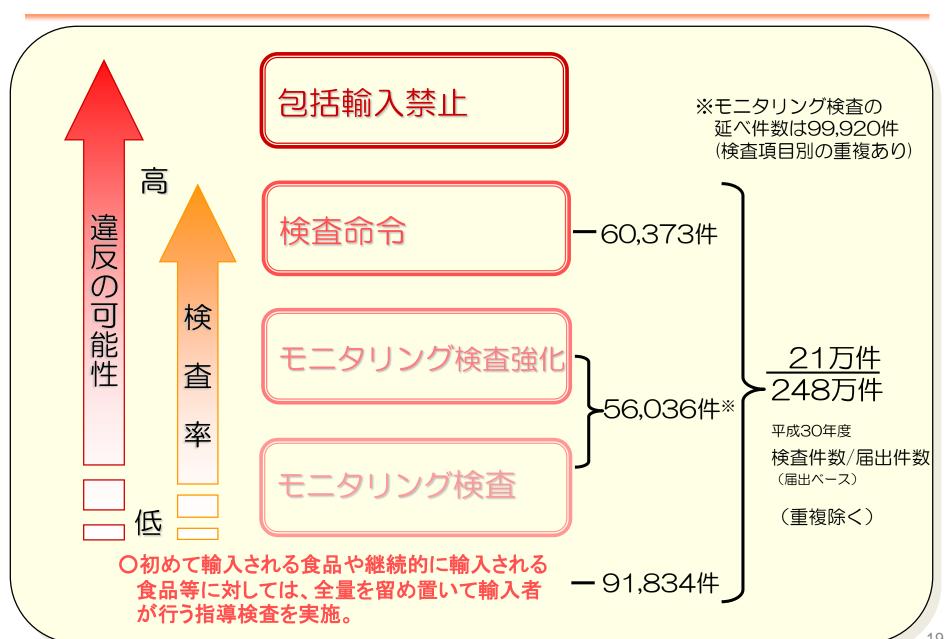
審査は、食品等輸入届出書に記載されている輸出国、輸入品目、製造者・製造所、 原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに行われます。

【確認事項例】

- ○食品として安全性に問題のない原材料を使用しているか
- ○有毒有害物質が含まれるもの又はそのおそれがないか
- ○使用できる添加物か、添加物の使用は適切であるか
- ○食品衛生法に適合した製造方法であるか
- 〇検査強化対象品ではないか (検査命令、100%自主検査、モニタリング強化、通知等)
- ○過去に衛生上の問題があった製造者/所ではないか
- ○輸出国での回収対象製品ではないか
- ○必要な書類(輸出国の衛生証明書等)の添付があるか
- ○規格基準への適合の結果(登録検査機関又は外国公的 検査機関の試験成績書等)
- ○薬機法に抵触していないか



輸入時の検査体制の概要



厚生労働大臣による検査命令

検査命令

健康被害の発生 | 健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等 (同一の生産国又は製造者並びに加工者から の同一の輸入食品を対象)

違反

直ちに検査命令

残留農薬 動物用医薬品

違反

モニタリング検査 頻度アップ 100%自主検査 (違反製造者等)

違反

違反の可能性が高い と判断される場合 検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出 されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目(令和2年1月現在抜粋)

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
全輸出国 (17品目)	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
	落花生及びその加工品(落花生を 10%以上含有するものに限る。)	総アフラトキシン	
	あさり及びその加工品	プロメトリン	
中国	二枚貝及びその加工品(貝柱のみの ホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の 証明書が添付されたものを除く。
(17品目)	にんにくの茎及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
韓国	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンプンクタータ	別途指示する養殖業者が出荷した 活又は生鮮のものに限る。
(13品目)	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された 生鮮ミニトマトを除く。
タイ	ドリアン及びその加工品	プロシミドン	
(10品目)	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	証明書が添付されたものであって、 別途指示する輸出者から輸出された 生鮮バナナを除く。

検査命令品目一覧(別添1)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201715_00002.html

モニタリング検査の実施

検疫所では、**審査に合格した食品の中から**、国で定めた年間計画に基づき、<u>モニタリング検査</u>を 実施します。

多種多様な輸入食品について、<u>食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時</u> 検査を強化する等の対策を講じることを目的としています。

流通する輸入食品の衛生状況の調査が目的のため、検査の対象となった食品は検査結果の判明を待たずに輸入は可能ですが、違反が判明した際には、すみやかに回収等を指導します。







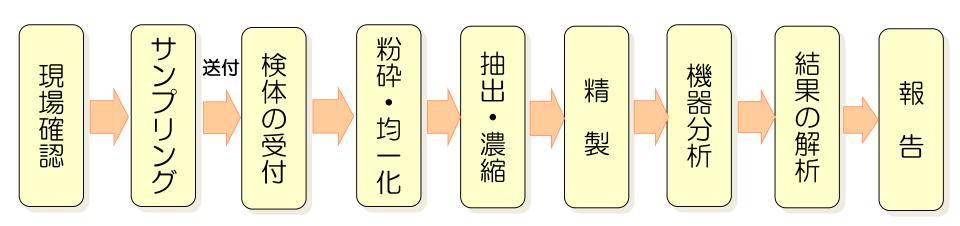




<モニタリング検査の検査項目例>

- ・抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等の抗菌性物質等
- ・有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等の残留農薬
- ・保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の添加物
- ・腸管出血性大腸菌、リステリア菌、腸炎ビブリオ等の病原微生物
- ・成分規格で定められている大腸菌群等、貝毒等の成分規格
- ・アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等のカビ毒
- ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の使用の有無
- ・認められていない放射線照射の有無

モニタリング検査の流れ(残留農薬の場合)



全国32検疫所

検査センター (横浜・神戸)









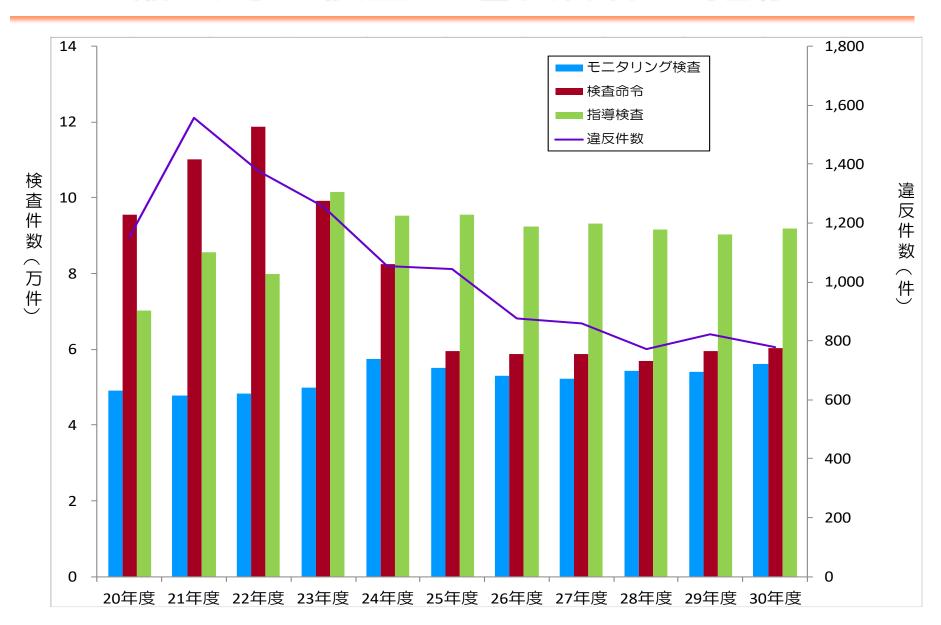






3. 食品衛生法違反事例

輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容 (平成30年度)

	違反条文	違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品 及び添加物	229(延数) 229(実数)	28.2	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、香辛料、ごまの種子、チアシード、とうもろこし、ハトムギ、 ピスタチオナッツ、ひまわりの種子、ブラジルナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、有毒魚類の混入、生食用まぐろからのサルモネラ属菌の検出、ブランデー等からのメタノールの検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
9	病肉等の販売等の禁止	4(延数) 4(実数)	0.5	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	32(延数) 30(実数)	3.9	指定外添加物(TBHQ、アズールブルーVX、アゾルビン、アミド化ペクチン、カルミン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、ホウ酸)の使用
11	食品又は添加物の基準及 び規格	505(延数) 480(実数)	62.1	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、 畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留 基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規 格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン 酸、二酸化硫黄、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、 放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
18	器具又は容器包装の基準 及び規格	42(延数) 36(実数)	5.2	材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準 用規定	1(延数) 1(実数)	0.1	おもちゃの規格違反
計 813 (延数) 780 (実数)				

違反が判明した場合の措置

食品衛生法違反が判明した場合、輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用や迅速 な回収を指示をするとともに、措置状況について報告を求めます。また、違反の食品が継続して輸 入されないよう、原因の究明と再発防止策を講じるよう指導します。

❖違反が判明した場合の輸入者の対応



食用以外への 用途の変更



くまずは>

違反となったロットの 措置状況について すみやかに報告

- ・原因の究明
- •再発防止策の報告

違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示 (国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収 等の措置を講じる)
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 違反原因の調査及び報告
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検 査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- * 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表(ホームページ)

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

・ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、法違反 確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合、 処分の適用を検討する
- 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、食品等を輸入 する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導する とともに、期限を設けて文書報告を求める
- 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、 法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分を講じる

(指導実績)

平成27年度:28社、平成28年度:17社、 平成29年度:13社、平成30年度:12社



ご清聴ありがとうございました

